

「(仮称)ミスターマックス小郡西福童店」変更のお知らせ

地元の皆様へ

当該店舗におきまして、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の届出（令和8年5月22日）を行いましたので同法施行規則第11条第2項の規定により、その要旨をお知らせします。

変更届出内容

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称：(仮称)ミスターマックス小郡西福童店
所在地：福岡県小郡市福童字町266番1 外

<建物設置者>
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役 平野能章
福岡市東区松田1丁目5番7号
<当該建物店舗面積>
6,650㎡

- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前9時00分	午後10時00分

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	<u>午前7時00分</u>	<u>午前0時00分</u>

※下線部「 」は変更箇所を示す。

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】 午前8時30分～午後10時30分

【変更後】 午前6時30分～午前0時30分（隔地駐車場は午後10時00分まで）

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

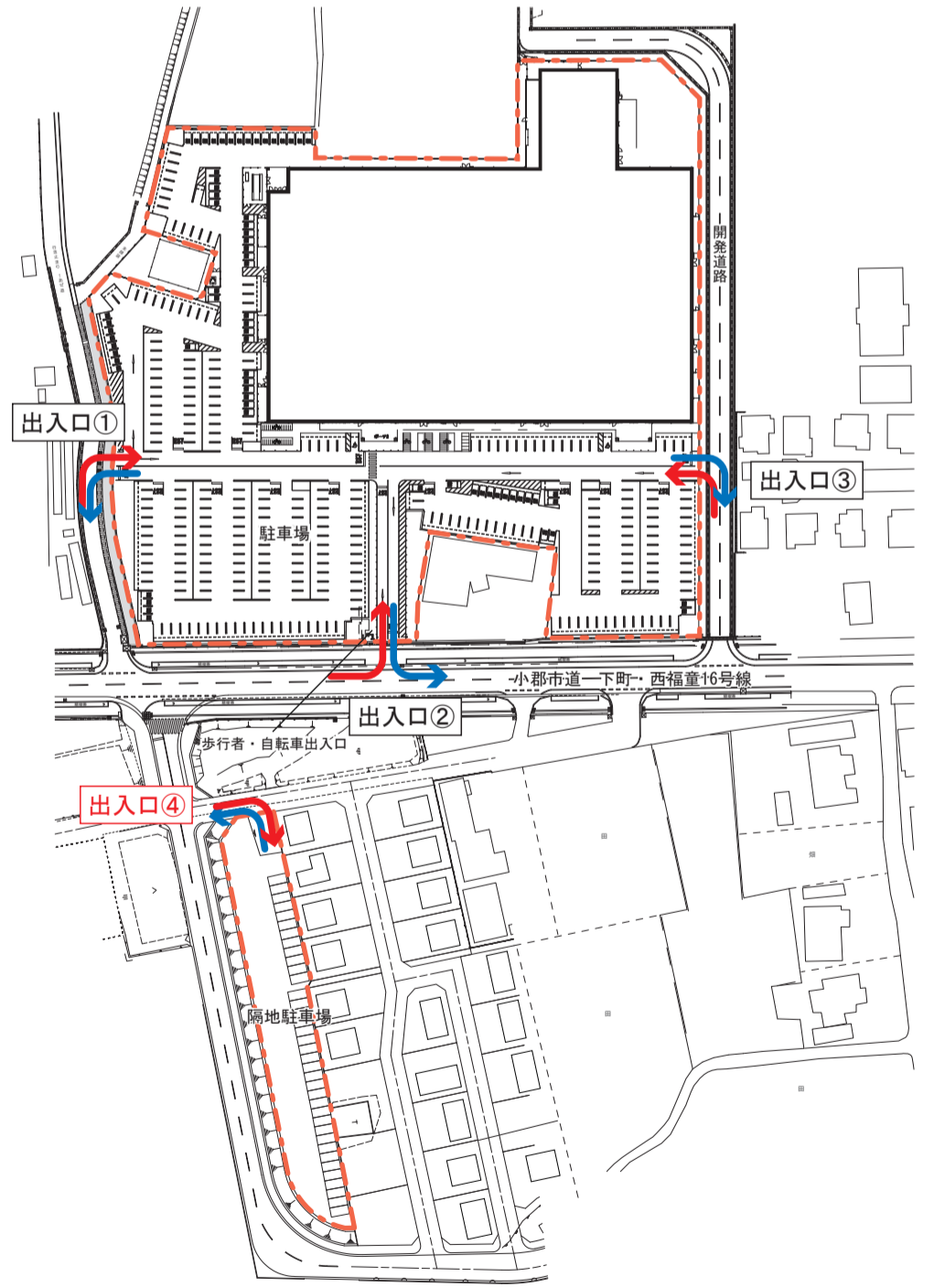
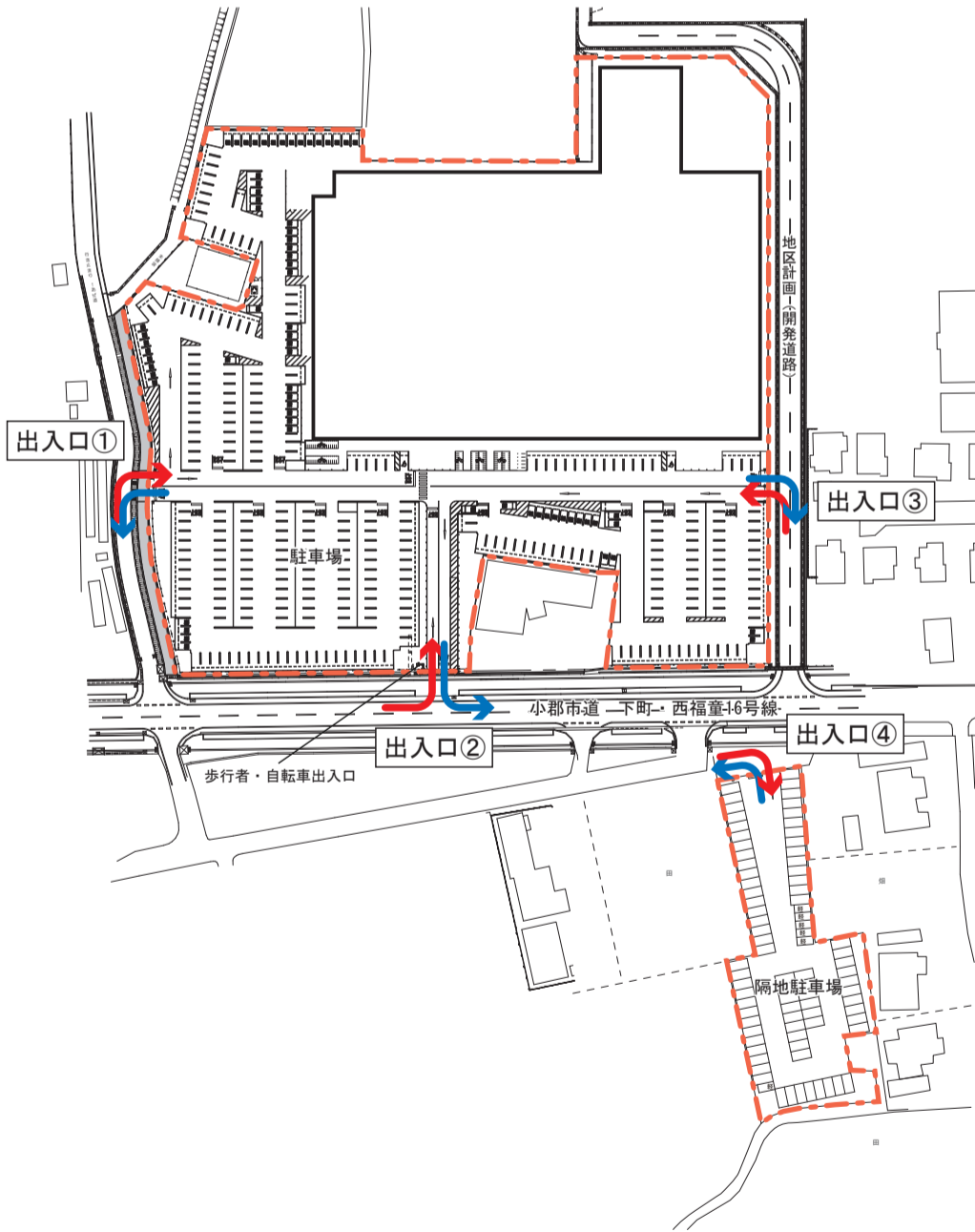
駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	4箇所	敷地北側、西側、南西側、敷地外南西隔地駐車場側

【変更後】

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場 隔地駐車場	4箇所	敷地北側、西側、南西側、 <u>敷地外北西隔地駐車場側</u>

- 変更する年月日 令和8年7月1日

- 変更する理由
営業施策



※本計画に対して意見のある方は、期間中において意見書の提出が可能です。

【縦覧場所及び意見提出先】

縦覧期間：令和8年5月26日から令和8年9月28日

縦覧場所：福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号）
久留米中小企業振興事務所（〒830-0022 久留米市城南町15番地の5）

意見書提出先：福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課

当届出及び
掲示に関する問い合わせ先

21世紀商業開発株式会社
TEL：06-6252-5910
担当：林田・新井

（問合せ時間帯）
土日祝を除く10:00～17:00